

## 「妃」にかんする一、二のこと

——昌子内親王の考察を通じて——

## 土居奈生子

## 一 はじめに

平安時代に成立した物語の中には、しばしば「大宮」と呼ばれる人物が登場する。この、物語の〈大宮〉について検討するために、実在の人物で「大宮」と呼ばれる人物を考察している。これまで藤原穩子<sup>①</sup>、昌子内親王<sup>②</sup>にかんして、呼称を中心に、その生涯を考察、検討した。二人はともに、皇后から皇太后、太皇太后へと転上し、生涯のうちを長くキサキ<sup>③</sup>として過ごしている。そのため考察中から、〈大宮〉を検討するだけでなく、物語のキサキを考える上でも大変参考になると感じるようになった。加えて昌子内親王は、天皇の皇子女、特に内親王としても、特定の登場人物のモデルという枠組みを超え、その生涯は興味深い。

そこで本論では、昌子内親王にかんする先の二論において取り上げることができず、物語を考える上で注目すべき、「妃」を鍵語に、いくつかの点について検討を加え、私見を示したいと思う。

具体的な検討に入る前に、昌子内親王の略歴を簡単に記す。父は朱雀天皇、母は、父の同母兄で東宮であった保明の娘・瀬子女王で

ある。天曆四年（九五〇）の誕生。第一皇女であり、朱雀天皇の一人子。誕生したときは、すでに父は讓位後で上皇、天皇位には父の同母弟である村上があった。また誕生の年に、母女御・瀬子女王は恐らく出産にまつわる体調不良により薨去。八月に昌子へ内親王宣下がなされた。天曆六年、三歳の三月、病により父・朱雀院が出家し、八月十五日、仁和寺にて崩御する。応和元年（九六一）、十二歳の年末、宮中にて成人の儀が行われ、三品に叙された。腰結い役（後見）は、叔父の村上天皇。応和三年（九六三）、十四歳の二月二十八日、いとこで同じ歳の東宮・憲平（村上皇子）が元服し、同日の夜、妃となる。康保四年（九六七）、十八歳の年に村上天皇崩御により、五月、夫で東宮の憲平が踐祚する。九月一日、守平親王が皇太弟となり、同月四日、昌子内親王は皇后となる。夫である冷泉天皇の退位、円融天皇の即位後も、しばらく皇后位にあり、天延元年（九七三）、二十四歳の七月に皇后から皇太后へ転上した。寛和二年（九八六）、三十七歳の六月、花山天皇が出家し、一条天皇が受禪した。翌七月に、太皇太后となる。長保元年（九九九）、五十歳。十二月一日、療養先の大江雅致の邸宅にて崩御した。

## 二 「妃」とは

「妃(ヒ)」を鍵語とするにあたり、その意義などを確認する。

後宮における后妃の地位の一つ。令制においては皇后に次ぐ天皇の妻室。定員は二人、四品以上に叙することから、内親王より選定されるのが原則であった。また令制によると、品位に応じて封禄を賜うとあり、春秋の二季には号禄を賜うという。「延喜式」によると、春秋に時服を賜うことも規定されている。妃の実例は五例で、うち四例は令制どおり内親王であるが、嵯峨天皇の時に臣下出身の夫人から妃に昇格した多治比高子の一例がある。また桓武天皇の夫人藤原旅子が薨去後に妃を贈られた例もある。しかし平安時代前期の醍醐天皇の妃為子内親王の薨去後は、天皇の妃が置かれた例はない。なお天皇の母にして妃位にあるものを皇太妃、祖母にして妃位にあるものを太皇太妃というが、藤原宮跡出土木簡に皇太妃官職・皇太妃宮舎人と記すものがあり、おそらくこの皇太妃は、文武天皇の生母阿閉皇女(皇太子草壁皇子の妃、のちの元明天皇)を指しているものと思われる。また妃は天皇の妻室に限らず、皇太子(東宮)をはじめ皇族男子の配偶者の称として用いられていたが、平安時代前期に天皇の妃が置かれなくなった後も引き続き用いられ、現代に及んでいる。

右は、『国史大辞典』<sup>4)</sup>からの引用で、執筆担当は米田雄介氏である。本論では、冒頭の①「後宮における后妃の地位の一つ」、次文から

前半部にかけて解説される②令制の妃と、最後の「また」から解説される③皇族男子の配偶者の汎称、といった具合に、三義にわけてこの後は検討してみたい。

また「妃」の文字の使われ方と、読みについて確認する。文字を持たなかった日本語の表記を漢字で行う営みが上代より開始され、表音文字、表意文字という使われ方をした。「妃」の文字ももちろんそうで、表音文字「ヒ」、いわゆる万葉仮名として『日本書紀』の注記部分に一例確認されている。「ヒ」は、いわゆる上代特殊仮名遣に含まれる音で、「妃」はヒ乙類とされる。ちなみにその一例は、「多妃(タヒ)」で、「手に持つ照明用の火、たいまつ」の意で、「手火」である。別稿にて論じたいが、「日(ヒ)」「火(ヒ)」はともに訓仮名として、『万葉集』に使用されている。「日」がヒ甲類に、「火」がヒ乙類とされる。「妃」と「火」は同じ音であり、「妃」の文字は「火」の意味で使われていたのである。

仮名文字としての使用は右のようにわずかであるが、表意文字としての使用は『日本書紀』に数多く見られる。一文字で「妃」の場合、「ミメ」と読まれ、「御妻」の意で「高貴な人の妻」を指す。「皇妃」「嬪」「庶妃」「妃妾」も同様に「ミメ」と読まれている。「正妃」の場合、「ムカヒメ」と読まれ、「正妻・本妻」の意。「太子妃・皇太子妃」の場合、「ヒツギノミコノミメ」と読まれ、「寵妃」は「メグミタマフミメ」、「妃」と同様に「ミメ」と読まれている。<sup>5)</sup>『万葉集』では、一例、巻第一、九十番歌の左注の中に「妃」が見られ「キサキ」と読まれている。<sup>6)</sup>

次に令制の「妃」を確認しておく。まず巻第二、後宮職員令第三に、

妃二員

右四品以上。

夫人三員

右三位位上。

嬪四員

右五位以上。

そして巻第五、禄令第十五に、

凡嬪以上。並依三品位。給二封禄。其春夏給三号禄者。妃絶廿

疋。糸冊綯。布六十端。夫人絶十八疋。糸卅六綯。布五十四端。

嬪絶十三疋。糸廿四綯。布卅六端。

若帯<sup>レ</sup>官者。累給。秋冬亦如<sup>レ</sup>之。以<sup>レ</sup>綿代<sup>レ</sup>糸<sup>⑨</sup>。

とある。本節冒頭において意義の確認として引用した、「令制においては皇后に次ぐ天皇の妻室。定員は二人、四品以上に叙するとあることから、内親王より選定されるのが原則であった」の解説は、右の令文の「妃二員 右四品以上」をもとに、品階（一〜四品）を天皇から賜れるのは親王・内親王に限られる（親王・内親王となれども無品の場合もある）ことによる。「また令制によると、品位に応じて封禄を賜うとあり、春秋の二季には号禄を賜うという」の解説は、右の禄令による。ここでは読みを確認したいが、令は周知の通り古代中国の法令であり、それをもとに日本でも編纂、制定された。ゆえに、「妃」は「ヒ」、「夫人」は「フニン」、「嬪」は「ヒン」

と読まれている。いわゆる漢語使用といえよう。

日本の法令は、天智天皇の御代における近江令が最初で、その後、天武天皇の御代に飛鳥浄御原令が編纂されたというのが通説である。文武天皇の御代に、唐の律令をモデルとして大宝律令が編纂、完成（七〇一年）し、元正天皇の御代には養老律令の制定（七一八年）にいたる。律は刑法、令は行政法であり、この律令と呼ばれる法典を統治の基本とした国家体制を、律令体制と呼ぶ。右の引用本文は、養老律令を収録した日本思想大系新装版『律令』からのもので、同書の凡例では「後宮職員令」は、無窮会蔵『令集解』より令文を抽出している、とされる。ここで注意したいことは、令と呼ばれる法典が天智天皇以来、編纂されたらしいが、大宝律令以前の令が、どのような内容かは全くわからない、ということである。

また、七世紀以後、日本の君主に対し、それまでの「大王・大君（オホキミ）」から「天皇（テンノウ）」が公式称号として用いられるようになった、とされる。「天皇」には「スメラミコト」などの和訓が伝えられており、この音読「テンノウ」がいつから用いられているかは不明とされる。こうした状況をふまえ、現在のテキストでは校注者により、対応が異なる。例えば『万葉集』の場合、いわゆる旧全集と呼ばれるテキスト中で「天皇」に「スメラミコト」という和訓を用いるのに、新全集のテキスト中で「天皇」は「テンノウ」としている。『日本書紀』の場合、巻第三の神武天皇紀より冒頭に、国風諡号と漢風諡号がおかれているが、国風諡号「〜々天皇」に「〜々スメラミコト」の読み（実際には訓み下し文のルビ）、

漢風諡号「々々天皇」に「々々テンワウ」の読み(同前)、本文中の「天皇」に「スメラミコト」の読み(同前)が付されている。そして漢風諡号は『日本書紀』成立時にはなく、後代の補入との注をつける。これは旧大系と呼ばれるテキスト<sup>13)</sup>、新全集と呼ばれるテキスト<sup>14)</sup>の両方に共通する。『古事記』の場合、太安万侶の作となる序文中の「天皇」(「天武天皇をさす)、稗田阿礼が読み習ったとされる本文中の「天皇」、どちらにも「スメラミコト」の読み(実際には訓み下し文のルビ)が付され、この読みの運用は旧全集、新全集とも共通する。

「天皇」の2文字をどう読むか(どう呼ぶか)は、それまでの日本の君主「オホキミ」の複数存在する御妻の中のナンバーワンである「ムカヒメ」へ「皇后」の2文字をあて、どう読ませるかに直結する。当然、その影響は、本論で問題にしている「妃」にも及ぶ。そこで、成立(七二〇年)から日本の正史として重用され、中古には講話が行われるなどして読み継がれてきた『日本書紀』の天皇のキサキたちの叙述を確認してみたい。

まず巻第三、天皇初代とされる神武天皇の箇所から、  
九月壬午朔乙巳、納媛踏鞢五十鈴媛命以爲正妃。<sup>15)</sup>

辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮。是歳爲天皇元年、尊正妃爲皇后。<sup>16)</sup> (①、巻第三、神武天皇、二二三頁)

右の引用の傍線箇所「皇后」は、「キサキ」と読まれている。他の傍線箇所「天皇」は「キサキ」と示している。

次に巻第四、第七代とされる孝靈天皇の箇所から、

元年春正月壬辰朔癸卯、太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。是年也、太歳辛未。

二年春二月丙辰朔丙寅、立細媛命爲皇后。…割注略…。  
后生大日本根子彦国牽天皇。妃倭国香媛…割注、後略…。亦妃  
桓某弟生彦狭嶋命・稚武彦命。<sup>17)</sup>

(①、巻第四、孝靈天皇、二五六頁)

右の引用の傍線箇所「皇太后」は、「オホキサキ」、「后」は「キサキ」と読まれている。他の傍線箇所「皇后」は「キサキ」と示している。

孝靈天皇の引用に見られる前代の天皇の皇后を皇太后となし、その後、皇后を立てる、皇后所生の皇子女、他の御妻たち、その御妻所生の皇子女、という叙述は、第二代の綏靖天皇から、編年体の他の叙述の中にあつて、歴代天皇の叙述の核をなし、一定の構文化、つまり定型化を確認出来る。「妃」の文字はそこにあつて、「正妃」、「妃」などと用いられ、神代には神の御妻をも指す、といった具合に広汎に用いられている。

令ないし律令、『古事記』、『日本書紀』は、天智天皇もしくは天武天皇の時代から編纂が始まり、八世紀初頭に完成、成立している。ほぼ同じ時期、同じ朝廷内において担当(部署・人員)を違えながら、といった具合である。それまでの日本の歴史を語る『日本書紀』において「妃」は読み、意義ともに幅広く用いられているのに比べ、令では皇后候補、または皇后の次に位置するキサキという限定的な語として使われている点に注意したい。先に引用した『国史大辞典』解説文中にある藤原京(六九四〜七一〇年)跡出土木簡の

「皇太妃官職・皇太妃宮舎人」の記述を含めて考えると、七世紀から八世紀にかけて、「妃」は『日本書紀』のような広汎な使用が大勢を占めていたのではなからうか。

中古、つまり平安時代に入ると、漢詩文の盛行期を迎える。日本語表記の上では、いわゆる訓点本に見られる中国語の語順に漢字を並べ、語順を示す返り点を入れてゆく変体漢文、中期には漢文訓読調という独特の語調を形成するに至る。律令への理解はすすみ、公文書の作成や『日本書紀』以降の歴史書の編纂に際しても、こうした日本語表記の運用が連動する。ここで重要なのは、語順は中国語となっても表現したい内容は日本社会における事項なので、用いる漢字に対する日本語とのすりあわせである。中国から入ってくる經典や漢詩文を中国語の発音で読めることと同時に、日本語で「どういう意味で、どの語に相当するのか、どのように作文するのが適切なのか、ということである。こうした要請の中で成立してくるのが、いわゆる古辞書、日本人の手になる辞書の出現である。漢字を見出し語とし、発音、意義、和訓を示したり、声点によるアクセントを示したのもあった。その最初のもので十世紀初頭頃の成立とされる『新撰字鏡』から、「妃」および、ここまで見てきた他の漢字、和訓などにかんする箇所を次に引用してみよう。

卷二、口部、第十八より、

后 胡口反。君也。

卷三、女部、第三十三より、

妻 正七奚反。平。借七細反。去。

女 正孥舉反。上。如也。借女據反。去。妻也。

妃 芳非反。平。王之妻也。合也、匹也、對也、媿也。

嫡 適字同。主嫡也。嫡正也。丁狄反。君也、主也。牟加比女。

又毛止豆女。

妃 以之以為二反。妃也。支佐支。

嬪 苻隣反。九嬪、一曰、妻婦也、御也。內資。<sup>16</sup>

とある。口部の引用箇所の参考文献は明示されていないが、女部は『小學篇』による。「〜反」は通常、「漢字二文字+反」で「反切」と呼ばれる発音（漢字音）を示す。同書の他の箇所を参照すると、「〜二反」の「二反」の上には四文字の漢字があるため、「フタツノカヘシ」などと読み、発音が二音あったことを示しているよう。「正〜反」、「借〜反」は、「タダシクハ〜ノカヘシ」、「カリテハ〜ノカヘシ」と考えられる。「平」「上」「去」は、いわゆる四声（引用箇所には「入」の字はない）と呼ばれ、アクセントを示すつまり、反切により導き出された漢字音のどこにアクセントをつけて発音するかを示している。

具体的に「妃」で見てゆくと、「芳非反」、「芳」の頭子音は「ㄆ」「非」の韻は「ㄝ」となるため、漢字音「フェイ（ㄝ）」で、平声のため低平調に発音される。後述の『大漢和辞典』での漢字音（一）ヒと同じである。中古、ハ行の子音は「フ」音であったから片仮名で表記すれば「ヒ」。先述の令制の「妃」を「ヒ」と読む根拠はここにある。続く「王之妻也」は「妃」の意義を示す。「合也、匹也、對也、媿也」の「合」「匹」「對」「媿」は同義語。いずれも「妻、配

偶者、つれあい」といった意を持つようである。

「妃」についても見てゆくと、「以之」「以為」から導かれる二音があり、意義は「妃也」と示されている。和訓「支佐支(キサキ)」。こちらから、「妃」＝「キサキ」＝「王の妻」＝「ヒ」というつながりが生じる。

『大漢和辞典』の「妃」を参照すると、漢字音として(一)ヒ、

(二)イ、(三)ハイの三音が示されている。いずれも『集韻』(一〇三九、ないし一〇六六年の成立)からである。『集韻』は『広韻』(古代中国の宋時代、一〇〇八年)を増補した韻書であり、その『広韻』は『切韻』(隋時代、六〇一年)を増補したものである。

『切韻』は『新撰字鏡』の資料となっている。(一)ヒは「芳微切」で、頭子音が「フ」であるため、実際に発音すると「フエイ(ɸe:i)」。

(二)イは「盈之切」で、頭子音が「ヤ」で、呉音、漢音の別があるため「エ」イ(ɸi:)(「ヨ/ヤ」イ(ɸe:i))となろうか。

『大漢和辞典』から「妃」の意義も確認しておこう。

(1) ①つま。配偶者。

②きさき。きさい。(イ)皇后の次に位する嬪御。

(ロ)皇太子の嫡室。

③つれあひ。とりあはせ。

④神女の尊称。

⑤或は娶に作る。

(2) ひめ。妾。姫に同じ。

(3) ①つれあふ。そふ。通じて配に作る。

②つれあひ(一)の③に同じ。

③くみあはず。くみあふ。<sup>(18)</sup>

(邦)皇族の配偶者。

上代の令をのぞく『日本書紀』などの「妃」の使用は、右の(一)①から④になるかと考えられる。「正妃」を「ムカヒメ」と訓ませる、つまり「ムカヒメ」を表現したい場合「正妃」と記すなどは、「妃」の広汎な使用例といえる。一方、『新撰字鏡』では、「妃」にある和訓「ムカヒメ」のように、それぞれの漢字一字一字へ、「妃」が示していた多義は、一義ずつ振り分けられていったといえるよう。

『新撰字鏡』は、僧・昌住により醍醐天皇の御代に編纂されたが、同じ醍醐天皇の御代から編纂がはじめられ、奏進から施行までに四十年ほどの時間を要したのが『延喜式』(以下、『式』と記す)であった。『式』は、その前に編纂された『弘仁式』『貞観式』の重複部分を整理し、別に追加して制定された単行法をあわせた法典とされる。巻数五十巻、条数は約三三〇〇条、それが現在ほぼ完全な状態で残っている。式とは、令の施行細則、つまり令で定められたことを具体的にどのように施行してゆくかを示したものとされる。右のような性質から、律・令・格・式の四書は本来、同時期に編纂されるものだが、日本の場合、律令が先に編纂され、(格)式の編纂は遅れた。律令の実行性が失われる中、編纂されたといえるが、『式』はその後、長きにわたり貴族社会の生活に影響を与えた。<sup>(19)</sup>

この『式』の中で、「妃」にかんする主な箇所を確認してみよう。まず、卷第十二、中務省の「後宮時服」の一部を引用する。

妃絹六十疋、細布卅端、曝布五十端、(冬加綿三百屯) 夫人絹五十五疋、…(中略)…、嬪絹卅疋、…(中略)…、女御絹廿疋、…(中略)…、前件時服、夏四月五日、冬十月五日、内侍具録<sup>二</sup>人数及物色<sup>一</sup>移<sup>レ</sup>省、省造<sup>二</sup>解文<sup>一</sup>申<sup>レ</sup>宣、

次に卷第十三、中宮職の(正月) 二日、「同日受女官朝賀」の一部を引用する。

先<sup>レ</sup>是内侍令<sup>三</sup>所司鋪<sup>二</sup>座立<sup>一</sup>臺盤、女御以上先著座、次尚侍以下四位以上、次内外命婦、(北面)、次闈司、引<sup>三</sup>六位以下<sup>一</sup>北面列座、昇殿者留著座、不<sup>二</sup>昇殿<sup>一</sup>者退出、饗宴訖賜<sup>レ</sup>禄(妃白掛衣一襲、夫人、内親王各自掛衣一領、三位以上六幅被一條、四位四幅被一條、五位衣一領、三位已上妻四幅被一條、四位以下妻衣一領)、女孺之中給<sup>三</sup>折櫃食百合、祿調綿二百屯、(事見<sup>二</sup>儀式<sup>一</sup>)

次に卷第五十雜式の一部である。

凡乘<sup>二</sup>輦車、腰輿<sup>一</sup>出<sup>三</sup>入内裏<sup>二</sup>者、妃限<sup>二</sup>曹司、夫人及内親王限<sup>二</sup>温明、後涼殿後<sup>一</sup>、命婦三位限<sup>二</sup>兵衛陣、但嬪、女御及孫王大臣嫡妻乘輦限<sup>二</sup>兵衛陣、凡乘<sup>レ</sup>車出<sup>三</sup>入宮城門<sup>二</sup>者、妃已下大臣嫡妻已上<sup>一</sup>限<sup>二</sup>宮門外、四位已下及内侍者、聽<sup>レ</sup>出<sup>三</sup>入土門、但不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>至<sup>二</sup>陣下<sup>一</sup>、

凡大登聽<sup>二</sup>妃已下三位已上、及大臣嫡妻、其烏尾扇聽<sup>二</sup>四位及參議已上嫡妻及女子自持、不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>人執<sup>レ</sup>翳、

先の『国史大辞典』解説文中の「延喜式」によると、春秋に時服を賜うことも規定<sup>1</sup>は、最初に引用した卷第十二中務省の「後宮時服」を指すと考えられる。同巻の「女官季祿条」にある「号祿」では「号」が妃、夫人、嬪を指し、これらの号をもつ者に対する祿が「号祿」というわけで、先の祿令でも見られた。右記の「女官季祿条」には直接、「妃」が条文内に使用されているわけではないが、引用は行わない。また他に、卷第三十三大膳下、卷第三十五大炊寮、卷第三十八掃部寮、卷第四十主水司、卷第四十一彈正台、にも「妃」ならびにその待遇などが記されている。

『式』では、いわゆる令外の「女御」「更衣」が加わる点に注意したい。妃と女御、そして更衣とは明らかに差が設けられているが、この点は増田繁夫氏がすでに詳細に検討している<sup>20</sup>。

### 三 冷泉のキサキたち

前節をふまえ、本節では昌子内親王が、立后前、冷泉のキサキとしてどのような位置づけであったのか、という点を検討してみたい。第一節の(注2)の拙論Aにおいて、皇后卅立前の昌子内親王を「東宮妃」と位置づけながら、その生涯を呼称に注目しつつ概観した。拙論Aでは、昌子内親王にかんする先行研究として、河村政久氏の研究も参考にした。河村氏は妃、夫人、嬪があくまで「従(臣)」であるのに対し、皇后は天皇と同様、「主(君)」で、「生涯を皇室の一員」として地位・待遇が与えられる、と強調する。そして昌子内親王の立后を、彼女の前途を憂えた村上天皇の企てとする。

この点はもつともで、拙論Aもこの卓見に導かれている。だが河村論もやはり立后前の昌子内親王を「東宮妃」と位置づける。恐らく論考中に、立后前の昌子内親王を「女御」と呼ぶ『栄花物語』を参考資料に加えているためであろう。もちろん氏は『栄花物語』に誤りが多いことを指摘してもいるし、論者も拙論Aにおいて『栄花物語』の昌子内親王への「女御」称を『栄花物語』のみに見られることを指摘し「後世の認識による呼称」と考察対象からしりぞけた。

では、昌子内親王のことを伝える諸テキストにおいて「東宮妃」の語が使われているのか、といえ、必ずしもそうではない。「東宮妃」の「妃」を前節の『大漢和辞典』(1)①つま、配偶者で解すれば、「女御」であったとしても東宮冷泉のキサキの一人、と扱うことが出来る。「妃」を(1)②きさき、きさいで解して、(ロ)皇太子の嫡室で解すれば、いわゆる令外の制の「女御・更衣」とは別格のキサキと扱うことが出来る。つまり現在の研究者が便宜的に使用している語といえる。そこで、先入観を捨て、前節同様に、テキスト——特に古記録・史料を中心としたそれ——に出てくる「妃」を考察してみた。

まず、昌子内親王と時代に近い為子内親王の例である。

○寛平九年(八九七) 七月二十五日条

以<sup>二</sup>無品為子内親王<sup>一</sup>叙<sup>三</sup>三品。為<sup>レ</sup>妃。(『日本紀略』)

○昌泰二年(八九九) 三月十四日条

妃<sup>三</sup>三品為子内親王<sup>一</sup>薨。(『日本紀略』)

○昌泰二年(八九九) 三月二十一日条

贈<sup>二</sup>故妃為子内親王<sup>一</sup>一品。(『日本紀略』)

『日本紀略』(以下、「紀略」と記す)は、三十四巻。神代から後一条天皇にいたる編年体の歴史書である。成立年代や編者は不詳。

『日本書紀』の後、『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文德天皇実録』『日本三代実録』の勅撰国史が編纂されたが、『日本三代実録』が延喜元年(九〇一)に完成後、継続されたいらしい国史の編纂は未完成のまま廃絶する。つまりこれら六国史がない宇多天皇から後一条天皇までの様子を知る上での基本資料として高い価値を認められている。同時期の内容は『新国史』『外記日記』その他からの抄出であるという。『新国史』は、宇多天皇以降、醍醐天皇二代、あるいはそこに朱雀天皇を含めた三代の国史(歴史書)の仮題と考えられている。

為子内親王は、前節で引用した『国史大辞典』の解説文中に、「平安時代前期の醍醐天皇の妃為子内親王の薨去後は、天皇の妃が置かれた例はない(波線は論者)とあり、最後の妃の例とされている。為子内親王自身は、光孝天皇の第十九皇女で、母は班子女王夫となった醍醐天皇の父・宇多天皇の同母妹である。為子内親王は、東宮であった醍醐天皇が元服した夜に参内(『紀略』)、婚姻関係を結んだと考えられる。いわゆる添ひ伏しである。この参内時は無品であった(前掲書)が、醍醐が天皇として即位後の七月二十五日に三品に叙され、「妃」となる。非常に明白な、令制に則った妃といえよう。また『古事類苑』帝王部の妃、補任式「諸官符案」に「太政官符」として、



中務式部民部宮内等省

三品為子内親王

右大納言正三位兼行左近衛大将藤原朝臣時平宣、奉<sub>レ</sub>勅以<sub>二</sub>件内親王<sub>一</sub>定為<sub>レ</sub>妃者、省承知、符到奉行、

藤原朝臣枝良、遣唐録事從七位上守左少史

寬平九年七月廿五日、

と「妃」に任ずる公文書が作成されたことが知られるから、令制の「妃」であつたことは疑う余地がない。

『紀略』の引用箇所を話を戻すと、その前後には、御代替わりに伴う人事異動ともいえる変化が記載されており、「皇后」「皇太后」なども見える。故に、和訓「キサキ」で「妃」を読むと「皇后」との混乱を招くことにならうから、「ヒ」と音読みされるべきであることも間違ひなからう。

ちように引用部分の出来事を、後に、藤原師輔が村上天皇へ立太子の先例を紹介する中で触れている。『九曆』逸文を次に確認したい。

延喜天皇始加元服之夜、東院后御女妃内親王并今太皇太后共欲參入、而法皇承母后之命、被停中宮之參入也、其後彼妃内親王不幾而依産而薨、<sup>(24)</sup>

右の内容は、『九曆』をものした師輔の叔父にあたる藤原時平が氏長者として同母妹の穩子を醍醐のもとへ參入させようとしていたというものである。歴史書に載らない裏話が、時平→忠平→師輔と氏長者間で継承されていたと考えられる。注意したいのは、ここで為

子内親王が、「妃」とされていることと、彼女を示す際に「妃内親王」とされる点である。読みは恐らく、「ヒノナイシンワウ」または「ヒノヒメミコ」であろう。穩子を指して「今太皇太后」、「中宮」としているところから、「妃」はもちろん令制の妃であり、読みも「ヒ」であることは、先の『紀略』同様である。「為子内親王」と記さずに「妃内親王」とあるのは、他の女性が「東院后」、「今太皇太后」、「中宮」と示されるのと同様であり、為子内親王が「妃」のまま薨去したことも影響しているよう。

次に、右に見た為子内親王、この次に見る昌子内親王と同じ『紀略』に妃となつた記事がある、高津内親王の該当記事を確認する。

○大同四年（八〇九）六月十三日条

無品高津内親王授<sub>三</sub>三品。是日。立<sub>三</sub>高津内親王<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>妃。橘朝臣嘉智子。多治比真人高子為<sub>レ</sub>夫人。

高津内親王は、桓武天皇の皇女で、母は坂上大宿禰全子。やはり『紀略』の延暦二十年（八〇二）十一月九日条に加笄（成人式）の記事があるため、この後、異母兄の嵯峨天皇の即位までに婚姻関係を結んでいると考えられ、大同四年四月の即位後、六月に三品に叙され、同日に妃となっている。右の引用部分は、『日本後紀』巻第十八からの抄出とされている。

では、昌子内親王について見てみよう。

○応和三年（九六三）二月廿八日条

於紫宸殿有皇太子元服（十四）。：（中略）：。今夜。太子納<sub>三</sub>故朱雀院皇女三品昌子内親王<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>妃。母先坊保明親王之女也。

## 〔「紀略」〕

引用からは東宮・憲平が元服の夜、添ひ伏しとして昌子内親王がキサキとなったことがわかる。動詞「納（イレテ）」、「為（ナス／ナシキ）」が用いられている。今夜、太子（憲平）が故朱雀院の皇女であり三品昌子内親王を（宮中に）召し入れて、妃となされた、（昌子内親王の）母は、先の東宮であった保明親王の娘である、と解せる。同様の記述は『村上天皇御記』（以下『村記』と記す）にも見られる。

今夜三品昌子内親王適皇太子、

『村記』も散逸しており、この箇所は『東宮御元服記』に残された逸文とされ、東宮・憲平の元服の儀にかなする詳細な記述の最後に相当する。その状態を鑑みれば、昌子内親王についての記述ももう少し続いたかと思われるが残っていない。ここには、「妃」の字はない。そして動詞「適（カナフ／アハセル）」が用いられている。第二節に引用したが『新撰字鏡』の「嫡」に「適字同」とあり、「ムカヒメ」「モトツメ」の名詞の和訓が確認できる。「七部」にも「適」が立項されているが、意義に「嫁謂也」などが見られるものの、「適」の動詞の和訓は同書には見られない。両方を見出し文字に続く部分を参照し、「適」に「嫁ぐ」意があることを考え合わせれば、今夜、皇太子（憲平）に三品昌子内親王が（嫡妻として）嫁いだ、と解せる。

昌子内親王が東宮の元服の夜に、添ひ伏しとなる点は為子内親王の場合と同じである。違いは、昌子内親王はこれより一年以上前、

自身の成人式である初筭の際に三品に叙されたこと、東宮・憲平のもとに参入した夜に「妃」となる点であろう。

問題は『紀略』に見られ、昌子内親王に用いられる「妃」が、東宮のキサキの意で用いられているのか、それとも令制の妃の意か、という点である。『紀略』が抄出本文から成り立っている、と考えると、高津内親王の記述は『日本後紀』によっており、為子内親王の記述は『新国史』の可能性が高く、昌子内親王の記述は、『新国史』で扱われた時期以降、村上天皇御代のことであるため、別の古記録・史料類が参考になつていよう。

しかし、抄出元の文献が異なるうと、編年体で国史をまとめる『日本紀略』において、同じ「妃」の字を持って表される女性の立場が、一方では令制の妃、もう一方では東宮のキサキ、ということがあるのだろうか。三名の内親王の『紀略』の記事は、他の女官や男性官人の補任記事と同様、律令にある「妃」へ任じられたと考えられる。

昌子内親王は、応和元年（九六一）十二月十七日、新造内裏、承香殿にて初筭（成人式）があり、三品へ叙された（『紀略』『村記』）。後見人は叔父である村上天皇で、屏風制作も行われ各私家集に屏風歌も残る盛儀であったから、三品内親王として二百戸の食封を賜うということになるが、これは無品の場合（男女とも二百戸）と同じで、食封支給の面では据え置きとなる。妃となると半減措置がなくなるため、四百戸へ引き上げとなる。おそらくそうした待遇措置がさちんととられていたと考えられる。「太子納：為妃」と、「為

太子妃」とはなっていないことから、昌子内親王は東宮のもとで令制の「妃（ヒ）」になったといえまいか。

○康保元年（九六四）十月十九日条

皇太子更衣於<sup>一</sup>一條第<sup>二</sup>有<sup>三</sup>産事。（女子）。（『紀略』）

右の「更衣」は、藤原懷子（父は藤原伊尹）のことで、この時、生まれた皇女は、宗子。元服後でもない頃から、東宮・憲平のもとには昌子内親王だけでなく、懷子もキサキとして参上しており、その地位は「更衣」であったことがわかる。更衣は女御と同じく令外の制におけるキサキの身分である。先に引用した令の「後宮職員令」の後宮とは、天皇の後宮であるから、「皇太子」を冠しているのであろう。東宮の父・村上天皇の更衣と紛れないようにという記述上の配慮である。ここから同時に、村上天皇の後宮と同様、東宮の後宮とおぼしきものも元服後から形成されており、東宮のキサキ達は臣として妃以下、更衣まで、やはり後宮職員令ならびに令外の制による位置づけと相応の待遇がなされていたと考えられる。

河内祥輔氏によれば、『日本書紀』に見られる天皇の特徴として

(一) 天皇や皇太子は成人であることがその資格されたい。 (以下略)

(二) 天皇はその死亡にいたるまで在位する。すなわち讓位という行為がない。 (以下略)

(三) 天皇は皇女、或いは皇族の女性を妻にもつ例がきわめて多い。彼女等は『日本書紀』において「皇后」とされている。 (以下略)<sup>(26)</sup>

を挙げる。皇太子が成人していることが通例であったとすれば、成人まもなくから妻を複数人もつことが行われていた上代（古代日本社会）において、後宮云々が制度として入る前から、王位継承者ナンバーワンは、大王と同様、キサキが複数人あり、天皇にたいする後宮制度が導入されれば、それと同様のものを形成していたと考えられる。

また虎尾俊哉氏に、「皇太子の宮殿はいわば小型の宮廷である」との指摘がある。『令』の段階では、規模は小さいものの、春宮坊が官司としてあり、春宮の宮殿には、宮廷の主要部局の小部局が付属していた。それが『延喜式』の段階では、主膳監と主殿署のふたつが確認できるのみ、という。理想と現実のギャップを見ような気もするが、『延喜式』が編纂された醍醐天皇から村上天皇の御代、つまり延喜天曆の治において律令政治は終末期を迎えており、かつ「律令政治の振興に最後の努力が払われた<sup>(28)</sup>」との指摘を踏まれば、同時期には『式』の内容こそが理想で、現実はもつと忸怩たるものであったかもしれない。

当然、出来ること、出来ないことがあったであろうし、『延喜式』というテキスト上に理想をかかげただけで終わってしまったものもある。ならばせめて氏族出身の女御、更衣をはるかにしのぐ、四品以上の内親王の妃を配して後宮を整える。その妃が皇后となることを確実にすることで東宮・憲平の天皇としての正統性を補完し、妃となった昌子内親王のその後の人生を保障する、ということも村上天皇は考えたのではなからうか。加えてこの時、未だ『式』は施

行には至らないのである。

○康保四年（九六七）八月四日条

以「皇女宗子」為「内親王」。（『紀略』）

○同年 九月四日条

以「三品昌子内親王」為「皇后」。故朱雀院皇女。即有「宮司除目」。以「第二皇女尊子」為「内親王」。以「藤原懷子」為「女御」。（『紀略』）

○同年 九月二十三日条

宛「中宮御封千五百戸。東宮封千戸」。（『紀略』）

○同年 十月十一日条

天皇於「紫宸殿」即位。（『紀略』）

康保四年五月に、村上天皇が崩御し、東宮・憲平が踐祚した（『紀略』）。憲平の天皇即位前に、昌子内親王が皇后位についたことにかんして、村上天皇の遺志が働いていたであろうことは、拙論Aにおいてすでに指摘したところである。

右の記述は、憲平が天皇になるのにともない、昌子内親王が皇后、皇女2人が内親王、藤原懷子が女御へと位置づけられたことを示している。また、懷子が宗子に続き、第二皇女・尊子を出産していたことも把握できる。夫の即位に伴い、妻子のスライド的な転上人事が行われており、それまでの東宮・憲平の後宮が天皇のそれと変わらないことを示している。

先に「昌子内親王のことを伝える諸テキストにおいて「東宮妃」の語が使われているのか、といえは、必ずしもそうではない」とし

たが、『権記』の例をあげておく。

○長保元年（九九九）十二月五日条

去一日太皇太后昌子内親王崩、于時春秋五十、后前朱雀院太皇女、母女御從三位熙子女王也、（一）年為東宮妃、太子登極之時、立為皇后、于時年十八、在位卅三年、深信仏法、有后妃之徳、臨終住正念、面向西方云々<sup>（29）</sup>

右は、昌子内親王の崩御後、まもなくに記された、同書著者・藤原行成による昌子内親王の略記である。大臣に見られる薨卒伝のごとく彼女の人生を総括したものであり、倉本一宏氏による同書現代語訳では「東宮妃」を「東宮の妃」と訳出している。<sup>（30）</sup>あくまで現代語訳であり、訓み下しては「東宮妃（トウグウヒ）」とは読んでいない。

倉本氏の見解はおき、拙論Aおよび拙論Bでは、『権記』内において昌子内親王をどのように記しているか、すでに確認をしている。詳細はその論考を参照してほしいが、右の引用部を改めて考えるに、「后前朱雀院太上皇女」、「立為皇后」、于時年十八、在位卅三年「から「后」は「キサキ」と読み、昌子内親王本人を指している。「皇后」は、「皇后」「皇太后」「太皇太后」のいわゆる「三后」を指している。読みは「キサキ」と「ワウゴウ」のいずれかであろう。「有后妃之徳」の「后妃」は「コウヒ」と読み、広く天皇・東宮のキサキを指している。

右の「皇后」の用例は、同書、長保二年正月二十八日条の「此事去冬之末、太后崩給以來、度々（皇太后崩）催奏其旨、當時所坐藤氏皇后東三条

院・皇后宮（藤原道子）・中宮（藤原定子）、皆依出家（31）と同じと考えられる。「太后崩給」は「オホキサキ」と読み、昌子内親王を指している。右の引用部分に続き、行成は藤原彰子が皇后となる論理を展開している。いわゆる一帝二后の論理といえようが、今、この問題を検討する余裕は無いため、「妃」が用いられる箇所を示すと、「我朝神國也、以神事可為先、中宮雖為正妃、已被出家入道、隨不動神事、以有殊私之恩、無止職號、全納封戸也、重立妃為后、令掌氏祭司宜歟」である。

先に引用した昌子内親王の略歴から、ここへの叙述は行成のキサキ観といったものが色濃く出ていると考えられる。昌子内親王の略歴の「皇后」について2種の読みを示したが、「東宮妃」についても「トウグウヒ」「トウグウノヒ」「トウグウノミメ」「ヒツギノミ」「コノミメ」「ミコノミヤノミメ」「ミコノミヤノヒ」などが考えられ、今現在、これと絞り込むための材料に欠ける。「正妃」も「セイヒ」「ムカヒメ」、「妃」は「ヒ」「ミメ」、が考えられる。「妃」が「ヒ」の場合、続く「后」が「コウ」とも考えられる。

増田繁夫氏は、『源氏物語』の藤壺が、中宮になる前の身分が令制の〈妃〉か考察する中で、歴代の「妃」と考えられる人物、もちろん為子内親王を含み、昌子内親王、尊子内親王の地位について考察している。昌子内親王については、先の『権記』の略記部分などを引用し、「その立后までの身分は〈妃〉でも女御でもない曖昧なものであったとすべき（32）」とする。古記録・史料への考えが論者と異なることに加え、同じテキスト内のキサキ関連の表現と比較し、読みを考察することなく「妃」「正妃」などはすべて「ヒ」「セイヒ」

と音読みしているようである。

何より、長大になるため引用はしなかったが『式』卷第三十三、大膳下の「親王以下月料」で、親王以下、内親王、賀茂齋内親王、妃、夫人、女御、など細かく月々の支給物が決められている。こうしたものは、『式』編纂以前から、「弘仁式」「貞観式」の重複部分あるいは単行法として存在し、内容や数字を調整しながら、代々の天皇の治世において運用されていたはずである。昌子内親王が令制の妃でも、女御でもない、曖昧な身分というのは、こうした待遇も曖昧に処理されていた、ということになり、それは考えにくく、あり得ない。月料は、女官にも定められており、その中の女孺にも支給があるが、東宮のキサキたちとおぼしき女性の名称、待遇が別立てで記されていない。つまり本論において、行成が記した「東宮妃」の読みを特定できないものの、これをもって、「曖昧」とは決してならないのである。

#### 四 おわりに

結論に入る前に、第二、第三節にまたがる追加事項を確認しておきたい。『国史大辞典』の解説文には、「妃の実例は五例」とある。内親王は四人とされ、うち一人は解説文中に名前が挙がる為子内親王、もう一人は第三節でとりあげた高津内親王と考えられる。ほかの二人だが、朝原内親王と大宅内親王であろう。二人はともに桓武天皇の皇女で、異母姉妹。ともに異母兄の平城天皇のもとへ入内し「妃」となっていたらしい。「らしい」とは、『日本後紀』に「妃」

を辞職し、許されている記事が残っているからである。

○弘仁三年(八一二) 五月十六日条

妃二品朝原内親王辞職許之

○弘仁三年(八一二) 五月廿六日条

妃四品大宅内親王辞職許之

また、解説文中に「臣下出身の夫人から妃に昇格した多治比高子の一例」と名前が挙がる多治比真人高子の該当記事も『日本後紀』弘仁六年(八一五) 七月十三日条にある。第三節で引用した高津内親王の記事も、『日本後紀』からの抄出であるから、『日本書紀』の後『続日本紀』は(論者が確認できていないので) おくとして、『日本後紀』では「妃」を令制の妃として「ヒ」と音読みし、使用していたと考えられる。

つまり『日本書紀』において、「妃」を「ミメ」と読んで、広くキサキ達を指していたところから、「妃」の一字を一語として「ヒ」と読み、令制の妃を指しているのが管見では『日本後紀』であり、『紀略』へもそれが踏襲されているのである。『令』は無論のこと、『式』『日本後紀』『紀略』の「妃」の語は、令制の「妃」を表し、読みも「ヒ」である。

これまでの拙論において、昌子内親王の立后前の位置づけを「東宮妃」という曖昧なものにし考察を行っていたが、それを反省しつつ本論では、東宮(憲平)の後宮に参入、令制の妃として位置づけられたと結論づける。かつ村上天皇としては憲平の嫡妻として、昌子内親王との婚姻を元服式の夜に差配したと考える。だからこそ、

村上天皇の崩御後、冷泉天皇の即位前に、昌子内親王は立后する運びとなったのであろう。

藤原穩子、そして昌子内親王にかんするこれまでの考察、そして今回も感じたのは、『新国史』を含めた国史は、宮中に設置された撰国史所において、それまでの国史にならない複数人により編纂されているため、各国史間、特に同書内において構文や用語を共通するものとして読むのが、その書が伝えようとする歴史の理解へつながるのではないか、ということである。『紀略』もこれらに含まれると思う。それに対し、日記やその他の史料には、書き手と書かれる対象(人物であれ、事物であれ)との関係性がより反映される。もっといってしまえば、書き手が対象をどう位置づけたいか、に左右されるため、慎重に、同一テキスト内を見渡しつつ考察する必要がある。

右を踏まえ、今後は『栄花物語』の昌子内親王及びほかのキサキ達を、藤原彰子を、『源氏物語』を、と考察をつづけてゆきたい。もちろんその過程で、『権記』を分析し、今回、読みを保留にした箇所について私見を示すことになろう。

『日本書紀』の引用本文は、小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守『日本書紀①③』(新編日本古典文学全集、小学館、一九九四年三月、一九九六年十月、一九九八年五月)による。必要な箇所へ返り点を付した。左の三書も同様。

『延喜式』の引用本文は、虎尾俊哉『延喜式 中・下』(集英社、二〇〇七年六月、二〇一七年十二月)による。割り注箇所は( )でくくった。

旧字を新字に改めた箇所もある。

『日本紀略』の本文引用および参照は、『日本紀略 前篇』（新訂増補国史大系十、吉川弘文館、一九六五年五月）ならびに『日本紀略 後篇』（新訂増補国史大系十一、吉川弘文館、一九六五年八月）による。（一）内は割り注。

『日本後紀』の本文引用および参照は、『六国史』巻5（朝日新聞社、一九四〇年）、ならびに『日本後紀』（天理図書館善本叢書 和書之部二一八、八木書店、一九七八年三月）による。

注1 拙稿A（「大宮」考―古記録・史料に見る藤原穩子―）（名古屋大学国語文学）108、平成二十七年十一月、ならびに拙稿B（「大宮」考―仮名文学に見る藤原穩子―）（成蹊國文）49、平成二十八年三月。

2 拙論A（「大宮」考―古記録・史料に見る昌子内親王―）（名古屋大学国語文学）110、平成二十九年十一月、ならびに拙論B（「大宮」考―仮名文学作品に見る昌子内親王―）（名古屋大学国語文学）111、平成三十年十一月。

3 この、「キサキ」は、瀧波貞子「女御・中宮・女院」『平安文学の視覚―女性―』（勉誠社、平成七年十月）を参考に、「令制キサキ」「令外キサキ」「事実上のキサキ」の総称として用いる。

4 ジャパンナレッジより。ほか同DBには『日本大百科全書』にて橋本義彦氏が、『世界大百科全書』にて玉井力氏が執筆を担当している。あわせて参照願いたい。

5 大野晋「上代仮名遣の研究」(岩波書店、一九五三年六月)ならびに松村明『国語史概説』(秀英出版、一九七二年五月)、三〇頁の一覧表を参照。なお、大野氏によると万葉仮名「妃」は『日本書紀』中に一例しか確認出来ず、かつ写本間では「妣」の字を用いる方が多いが、誤写の可能性は少なく、「妃」が正しい用字と断じている。同書二六頁。

6 松村明『国語史概説』(秀英出版、一九七二年五月)、三〇頁の一覧表を参照。なお、同一覧表作成にあたり、『古事記』『万葉集』については有坂秀世『上代音韻攷』が参考文献としてあげられている。

7 『時代別国語大辞典 上代編』(三省堂、昭和四十二年)の「みめ」「むかひめ」の項、ならびに『日本書紀 上・下』(日本古典文学大系新装版、岩波書店、一九九三年九月)、『日本書紀①』③(新編日本古典文学全集、小学館、一九九四年三月、一九九六年十月、一九九八年五月)を参照。

8 『万葉集①』(新編日本古典文学全集、小学館、一九九四年九月)を参照。この読みは、『万葉集(一)』(日本古典文学全集、小学館、一九九〇年三月、第二十一版)でも同じ。

9 『律令』(日本思想大系新装版、岩波書店、一九九四年四月)より引用。同書の凡例によれば、こちらは「養老律令」。「後宮職員令」は、無窮会蔵「令集解」より令文を抽出している。「禄令」は内閣文庫蔵紅葉山文庫本『令集解』による。

10 小島憲之、木下正俊・佐竹昭広校注・訳『万葉集(一)』(日本古典文学全集、小学館、一九九〇年三月、第二十一版)

11 小島憲之、木下正俊・東野治之校注・訳『万葉集①』(新編日本古典文学全集、小学館、一九九四年九月)

12 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋『日本書紀 上・下』(日本古典文学大系新装版、岩波書店、一九九三年九月)

13 小島憲之、直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守『日本書紀①』③(新編日本古典文学全集、小学館、一九九四年三月、一九九六年十月、一九九八年五月)

14 荻原浅男・鴻巣集雄校注・訳『古事記 上代歌謠』(日本古典文学全集、小学館、一九九〇年九月、第二十一版)

15 山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記』(新編日本古典文学全集、小学館、一九九七年六月)

16 『新撰字鏡』の本文引用に際しては、澤瀉久孝編『新撰字鏡』(古典索引、叢刊三、全国書房、一九四四年十二月)を翻字し、読みやすくするため、句読点を補った。また「妃」の脇に波線、和訓には脇に棒線を付した。浅学により判読できない漢字は平安時代漢字書総合データベース編纂委員会が公開する『新撰字鏡』見出し語および全文翻刻データベース(原題「TSJ\_definitions」- Headwords and definitions)を参照し

- 文字表記を補った箇所もある。そこでも表現されていない漢字は、『新撰字鏡国語索引』（京都大学国語学国文学研究室編集発行、一九五八年十一月）を参照し補った。
- 17 ジャパンナレッジ『大漢和辞典』（諸橋轍次、大修館書店）より抜粋引用。注17に同じ。意義についてすべて引用し、典拠となる資料名称と用例文を割愛している。
- 19 虎尾俊哉『延喜式 新装版』（吉川弘文館、一九九五年三月）
- 20 増田繁夫「女御・更衣・御息所の呼称―源氏物語の後宮―」（『源氏物語と貴族社会』（吉川弘文館、二〇〇二年八月）第一章第二節。
- 21 河村政久「昌子内親王の入内と立后をめぐって」（『史叢』一七、一九七三年九月）
- 22 注2の拙論A、（注30）。
- 23 ジャパンナレッジ『古事類苑』より引用。
- 24 『九曆』の本文は、（大日本古記録、岩波書店、一九五八年七月）による。
- 25 『村上天皇御記』の本文は、『続々群書類従』第五 記録（国書刊行会、一九〇九年七月）による。
- 26 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理 増訂版』（吉川弘文館、二〇一四年十月）二九頁。
- 27 注19に同じ。「春宮式」の条、二〇〇頁を参照。
- 28 注19に同じ。五五〜五六頁。
- 29 『権記』の本文は、『史料纂集 権記』第一、第五十七卷（続群書類従完成会、一九七八年十二月）による。
- 30 倉本一宏『藤原行成「権記」(上)』（講談社、二〇二一年十二月）注29に同じ。
- 31 注20に同じ。増田繁夫『源氏物語と貴族社会』（吉川弘文館、二〇〇二年八月）第一章第三節、「源氏物語の藤壺は令制の（妃）か」。
- 32 注32に同じ。一四一頁。

（どい・なおこ） 本学全学教育講師